

## 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策等

## 第1 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

- ① 被相続人に対して療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者〔二親等内の親族に限り、〕相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、相続が開始した後、各相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。ただし、次に掲げる場合には、この限りでないものとする。
- ア 特別寄与者がその寄与について対価を得たとき。
- イ 被相続人が遺言で別段の意思を表示したとき。
- ② ①の金銭の額について、特別寄与者と各相続人との間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者の請求により、家庭裁判所がこれを定めるものとする（注1）。
- ③ ②の場合には、家庭裁判所は、特別寄与者の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与者に支払うべき金額を定めるものとする。
- ④ ③の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額〔及び債務の全額〕を控除した残額を超えることができない（注2）。
- ⑤ 各相続人は、③の額について、法定相続分に応じてその責任を負うものとする。
- ⑥ ①の請求権は、相続開始を知った時から6箇月間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。相続開始の時から1年を経過したときも、同様とするものとする。

（注1）②の請求に関する手続を整備するに当たっては、家事事件手続法第191条第2項（同法第245条第3項において準用する場合を含む。）と同様の規律を設けるものとする。

（注2）④の〔 〕（ブラケット）内の規律を設けないこととする場合には、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始されたときは、特別寄与者の請求権は、相続債権者及び受遺者の権利に劣後する旨の規律を設けるものとするのが考え

られる。

(補足説明)

## 1 検討の方向性

相続人以外の者の貢献を考慮するための方策については、パブリックコメントにおいて賛否が拮抗したが、本方策のような規律の創設に反対する立場からは、主として相続をめぐる紛争の複雑化、長期化に対する懸念が表明された。

このようなパブリックコメントの結果を踏まえ、第14回部会においては、本方策については、反対意見において指摘された問題点を軽減する方向で検討を進めることとされたところである。これを踏まえ、本部会資料では、以下のとおりの検討を行った。

## 2 規律の方向性

中間試案においては、本方策の具体的な内容として、いずれも相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、請求権者の範囲を限定する【甲案】と、寄与行為の態様を限定する【乙案】とを併記していた。

この点について、パブリックコメントでは、【甲案】より【乙案】に賛成する意見が比較的多く、また、本方策が相続人でないというある種形式的な理由で相続財産の分配に与れない不都合を解消するためのものであることを踏まえると、この場面で再度親族関係を要件とするのは不徹底な感を免れないと考えられる(例えば、【甲案】によると、被相続人の子の配偶者には本方策による保護が与えられるのに対し、同じ貢献をしても被相続人の甥姪には保護が与えられないが、そのことを正当化するには困難が伴うように思われる。)。現行法の下でも、相続人以外の者に相続財産の取得を認める特別縁故者制度においては、その主体について親族関係による限定は設けられていない。

そこで、本部会資料では、【乙案】を基本として更なる検討を進めることとしている。もっとも、パブリックコメントでも、相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、【甲案】のように親族関係による限定を設けることに合理性があるとの意見も複数あったことから、ブラケットを付してその旨の規律も記載している(①本文)。

なお、本方策に対する理論的な問題点として、従来、被相続人の死亡によ

り金銭請求権が発生する根拠について疑問が示されていたが、この点については、例えば、次のように構成することが考えられる。すなわち、被相続人に対して無償で（注1）療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者については、被相続人は、その者に裁判所が相当と認める額を取得させる（遺贈類似の）意思を有していたものとして取り扱い、特別寄与者が有するその抽象的な請求権（清算的要素のみから成る財産分与請求権のようなもの）が、協議又は家庭裁判所の審判によって具体化されるものとする（特別縁故者制度についても、遺言法や遺贈ないしは死因贈与法を補充するものとの評価がある（「新版注釈民法（27）（補訂版）」726頁）。）。そして、本方策は、不利益を受ける相続人が存在しない特別縁故者制度とは異なり、各相続人（注2）にも一定の負担を課すものであるが、無償の労務提供のみならず、被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与があったこと（各相続人が相続によって取得する財産の維持又は増加があったこと）を要件とすることで、実質的公平の理念から、この点も正当化し得ると考えられる。

これらの点についてどのように考えるか。

（注1）中間試案の【乙案】では、①本文で無償性を要求していたが、明らかに「無償で」なされた労務提供について、事後に金銭請求を認めるのは契約法の論理との抵触が大きいと考えられることから、特別寄与者がその寄与について対価を得たことを除外事由として整理することとしている（①ただし書⑦）。

（注2）特別寄与者の請求は、必ずしも相続人全員に対してしなければならないものではなく、相続人の一部に対してすることも許容されるものと整理していることから、この点を明確にするために「各相続人」という表現を用いている（①本文、②）。

### 3 相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止するための方策

前記のとおり、パブリックコメントでは、主として相続をめぐる紛争の複雑化、長期化に対する懸念が表明された。これを受けて、本部会資料では、それを防止する観点から、次のような検討を行っている。

#### (1) 権利行使期間の制限（⑥）

まず、中間試案ではブラケットを付していた特別寄与者の請求権の権利行使期間の制限について、その規律を設けることとしている。パブリックコメントでは、この期間が短いという指摘もあったものの、⑦相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止するためには、その権利行使期間を短期間

に制限する必要があること（必要性）、①相続の場面においては、現行法でも様々な短期の権利行使期間が定められている（注1）上、本方策で真に保護されるべき貢献の認められる者であれば、通常、相続の開始（被相続人の死亡）の事実を知り得ると考えられること（許容性）から、規律を設ける合理性が認められるものと考えられる。

なお、中間試案では、特別寄与者の請求は、限定承認、財産分離又は相続財産破産の各手続が開始された場合には、することができないこととしていたが、このような規律によると、これらの各手続が開始された場合には、その係属中に⑥の期間が経過するケースが多いと考えられることから、このような不都合に対応する（注2）ため、本部会資料では、相続財産が債務超過である場合には特別寄与者の請求権は認められない旨を直接規定することとしている（④）。もっとも、家庭裁判所の手続において明示的に債務を考慮要素とする場合には、その手続を複雑にする懸念もある（寄与分の規律を新設した昭和55年改正の際にも、同様の懸念があったようである）ことから、この点については、ブラケットを付した上で（民法第904条の2第3項と同様、④の中に債務を含めない場合には、③の「一切の事情」のうちの一つとして考慮することとなると考えられる。）、このブラケット内の規律を設けないこととする場合には、特別寄与者の請求権の位置付け（寄与分を有する相続人の地位に類似するものであって、相続債権者及び受遺者には劣後するものであること）を規定上明確にすることが考えられる旨を記載している（注3）。

これらの点についてどのように考えるか。

（注1）例えば、現行法上、原則として、①相続人の単純承認・限定承認・放棄は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に（民法第915条第1項本文）、②相続債権者又は受遺者の財産分離請求は、相続開始の時から3か月以内に（同法第941条第1項前段）、③特別縁故者の相続財産の分与請求は、相続人の捜索の公告期間の満了後3か月以内に（同法第958条の3第2項）、それぞれしなければならないとされている。

（注2）限定承認及び財産分離については、いずれも、相続開始から5か月が経過しないと弁済が始まらないことが想定される（限定承認について民法第924条及び第927条第1項、財産分離について同法第941条第1項及び第2項）し、相続財産破産についても、相続開始から3か月が経過しないと申立てがされない

ことが想定される（破産法第225条）上、限定承認や財産分離よりも厳格な清算手続とされていることから、配当までにはより長期間を要するものと考えられる。

（注3）他方で、寄与分に関する民法第904条の2第3項と同様に、④では遺贈の価額を控除することとしていること、また、現行法上、限定承認、財産分離及び相続財産破産のいずれにおいても、寄与分を有する相続人の地位が相続債権者及び受遺者に劣後することについて明文の規定はないこと等を考慮し、特段の規定を設けなくても解釈上相続債権者及び受遺者に劣後することは読み取れるとして、この点に関する規定は設けないこととすることも考えられる。

## （2）権利行使手続（本文（注1））

特別寄与者の請求権の権利行使手続は、現行法の下における寄与分についての審理・判断との類似性から、家庭裁判所において取り扱うこととしている。

ところで、家庭裁判所においてこれを取り扱うとすると、遺産分割における規律（家事事件手続法第192条）と同様に併合強制の規律を設けることも考えられるが、特別寄与者であると主張する者の主張内容には様々なものがあり得る（相当の根拠のある主張であって他の相続人の寄与との比較が必要になるものから、およそ根拠に乏しい主張まで、様々なものが考えられる）ため、事案の内容に応じて家庭裁判所に柔軟な裁量を認めることが、紛争全体の早期解決に資すると考えられる。

そこで、家庭裁判所が寄与分及び遺産分割の審理・調停手続と併合して審理を行うことも、併合せず個別に審理を行うことも許容する観点から、管轄についての特則のみを設け、遺産分割や寄与分の審理との併合強制の規律までは設けないこととしている（注）。

これらの点についてどのように考えるか。

（注）なお、相続をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点からは、併合強制の規律のほか、特別寄与者の請求についても、寄与分と同じく遺産分割の請求があった場合等に行使を限定する（民法第904条の2第4項参照）ことも考えられるが、自ら遺産分割の請求をし得る相続人と異なり、特別寄与者に遺産分割の請求は不可能であるため、このような規律を設けることは、その権利の制約の度合いが強すぎるものと考えられる。

## 4 個別の論点に関する検討

### (1) 特別寄与者の限定 (①)

本方策について、パブリックコメントでは、法定相続人が相続放棄をした上で、特別寄与者として本方策に基づく請求をすることの不当性が指摘されていたところ、相続人になり得たがならなかった(又はなれなかった)者をこの制度で救済する必要性は乏しいと考えられるため、そのような者を請求権者から除外する旨を明らかにしている。

すなわち、㊦相続の放棄をした者(相続人になり得たがならなかった者)並びに㊧欠格事由に該当する者及び廃除された者(相続人になれなかった者)について、新たに特別寄与者の対象から除外することとしている。

### (2) 遺言の優先 (①ただし書①)

本方策について、パブリックコメントでは、遺言との関係を明確にすべき旨が指摘されていたところ、この点については、被相続人の意思が遺言において明らかにされている場合にはそれに従うべきであると考えられるため、①ただし書①においてその旨を明らかにしている。①ただし書④該当性の有無については、最終的には被相続人の意思解釈の問題に帰することになるが、遺言で特別寄与者に財産を与えない旨が明示されている場合のほか、例えば、特別寄与者の貢献があった後に作成された遺言において、自己の有する財産を全て列挙し、それらを取得する相続人を個別に全て指定している場合(特別寄与者には全く言及していない場合)等はこれに該当する場合が多いものと考えられる(本方策による請求は認められないことになる)(注)。

(注) なお、特別寄与者の貢献に対して、被相続人が遺言や生前贈与によって報いた場合には、特別寄与者がその寄与について対価を得たものとして、その請求は認められない(①ただし書㉠)ことになるものと考えられる。したがって、この場合には、①ただし書①を適用するまでもなく、本方策による請求は認められないことになるものと考えられる。

### (3) 具体的相続分のない相続人の負担 (⑤)

本方策について、パブリックコメントでは、相続人が法定相続分に応じて責任を負うこととすると、具体的相続分のない相続人も負担を負うことになって相当でない旨の指摘がされていたが、相続債務や遺贈履行義務は法定相続分に応じて相続人に帰属するのが原則であることや、特別寄与者の請求額には上限を設けており(④)、不相当に過大な額にはならないこと

から、⑤の規律は相当性があるものと考えられる（注）。

（注）なお、遺言によって相続分の指定がされている場合に、特別寄与者の請求に応ずる責任の負担割合をどうするかが問題となるが、各相続人は、特別寄与者の貢献によって維持又は増加した相続財産をその相続分に従って（遺産）共有していると考えられること等を考慮すると、共有物に関する負担についての規定（民法第253条第1項）を踏まえ、指定相続分の割合によって責任を負担するものとするのが考えられる。

#### **(4) 特別寄与者の請求前に行われた遺産分割の効力**

本方策について、パブリックコメントでは、特別寄与者から請求を受ける前に行われた遺産分割の効力を明確にすべき旨が指摘されていたところ、この問題は、相続人に知れない相続債務や遺贈履行義務が存在した場合の遺産分割の効力と同様の解釈の問題と整理することができ、具体的には、錯誤等の規定に該当しない限り、既にされた遺産分割の効力に影響を及ぼすことはないものと考えられる。

これらの点についてどのように考えるか。

### **5 相続法の外での対応**

本方策に関連して、パブリックコメントでは、契約法理や不当利得を始めとする財産法の枠内での対応を検討すべきである旨の指摘が複数されており、第14回部会においても、同趣旨の発言があった。

しかしながら、現行の財産法の枠内における解決が困難な場合があることは、これまでの部会資料等で記載してきたところであるし、パブリックコメントでも同趣旨の指摘があった。また、立法論としては、パブリックコメントで指摘があったように、例えば、介護を目的とする準委任契約について有償を原則とするような規律を設けることも考えられるが、そのような規律を設けること自体に対する批判（親族間における情義に基づく介護を（被相続人の生前に）金銭的に評価することへの批判や、介護の場面だけを取り出してそのような規律を設けるのは相当でないという批判など）があり得る上、仮にそのような規律を設けるとしても強行規定とすることは考え難いため、依然として、親族間では明示又は黙示の特約によって無償と判断されることも多いと考えられる。

この問題については、相続財産の形成又は維持に多大な貢献を行った相続人でない者が、相続の場面で何らの分配を受けられない一方で、特段の貢献

をしていない相続人が全て相続財産を取得することが実質的公平に反するという点が根本にあるものと考えられる。そうすると、現行法の解釈論として、財産法の枠内における解決を志向する解釈努力も否定されるべきではないが、これを立法的に解決する場合には、被相続人の死後の相続の場面において、相続人でない者の相続人に対する請求権と構成して解決を志向することにも相応の合理性があるものと考えられる（注1）（注2）。

この点についてどのように考えるか。

（注1）このほか、参考資料においては、相続人以外の者の寄与に関する比較的近時の公判裁判例を挙げているが、これらの裁判例を見ると、その貢献は、一般に長期間にわたる上、他の者の行為と併存的に行われることも多く、その金額の算定も、労務の提供に対する報酬として算定される場合や相続財産のうち一定割合として算定される場合などがあり、必ずしも財産法における金額の算定になじむものではないようにも思われる。むしろ、相続人の貢献との比較の視点も含め、家庭裁判所の合理的な裁量によって適切な金額の算定がされることも期待されることから、相続法の枠内での解決が相当であるようにも思われる。

（注2）なお、被相続人に対する貢献に報いるためには、一次的には被相続人において契約や遺言などによる対応を行うことが期待されると考えられることから、その趣旨で契約や遺言で対応された場合には、特別寄与者がその寄与について対価を得たものとして、その請求は認められない（①ただし書②）こととなるものと考えられる。

## 第2 長期居住権の内容及び成立要件

- ① 配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物を使用していた場合（その建物の全部又は一部を居住の用に供していた場合に限る。）において、次に掲げるときは、その建物を使用する権利（以下「長期居住権」という。）を取得するものとする。
  - ア 遺産分割において配偶者に長期居住権を取得させる旨の協議が調い、又はその旨の審判が確定したとき。
  - イ 被相続人が配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺贈をした場合において、被相続人が死亡したとき。
  - ウ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合において、被相続人が死亡したとき。

② 裁判所は、次に掲げる場合に限り、①㉞の審判をすることができるものとする。

㉞ 配偶者に長期居住権を取得させることについて相続人全員の合意がある場合

① 配偶者が長期居住権の取得を希望した場合であって、配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合

【以下 略】

(補足説明)

#### 1 審判によって長期居住権を設定する場合について

長期居住権を設定した場合の財産評価に関しては、当部会においても、従来から、長期居住権を取得する配偶者及びその居住建物の所有権を取得する他の相続人の双方にとって一定のリスク（不確定要素）があることから、必ずしも〔①建物所有権の価額＝②長期居住権の価額＋③長期居住権の負担付の建物所有権の価額〕という関係にはならないのではないかとの指摘がされてきたところであるが、日本不動産鑑定士協会連合会作成の資料（参考人提出資料）においても、同様の指摘がされており、これによると、②及び③の価額の和は①の価額よりも低くなり、しかもその差額は無視することができない程度のもに達し得ることになる。

このような理解を前提とすれば、審判において長期居住権を設定する場合には、居住建物の所有権を取得する相続人だけでなく、それ以外の相続人についても、その具体的相続分額（遺産分割における現実の取得額）が減少することになり、その分の不利益を受けることになると考えられる。

そこで、以下では、そのような差額が生ずることを前提として、審判で長期居住権の設定をすることの相当性について検討する。

まず、配偶者に長期居住権を取得させることについて相続人全員の合意がある場合（それ以外の財産の分割について合意が得られないために、全体として遺産分割協議が成立していない場合）には、長期居住権の設定によって不利益を受ける者が全てこれに同意している以上、審判で長期居住権の設定を認めることに特段問題はないものと考えられる。

問題はそれ以外の場合であるが、配偶者以外の相続人は、通常は、配偶者に対して扶養義務を負い、又は負い得る関係にあると考えられること（民法第877条第1項及び第2項）等を考慮すれば、「配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合」に限り、他の相続人が前記の限度で不利益を受けることになったとしてもやむを得ないものと考えられる（注）。

このような観点から、本部会資料では、審判で長期居住権を設定することができる場合を②の㉞及び㉟の場合に限定することとしている。

なお、部会資料15では、居住建物の所有権を取得することになる相続人が長期居住権の設定に同意していない場合に審判でその設定を認めると、配偶者とその相続人との間で、長期居住権の消滅等をめぐる紛争が生ずるおそれがあること等を考慮して、その相続人の同意があることを要件とすることも検討したが、このような考え方に対しては、原則としてそのようなことがいえるとしても、例外的に建物所有権を取得する相続人の同意なく長期居住権の設定を認めるべき場合もあり得るのではないかとの指摘がされたところである。そこで、本部会資料でも、㉟の場合について、居住建物の所有権を取得することとなる相続人が長期居住権の設定に同意していることまでは要件としていない。

これらの点についてどのように考えるか。

（注）遺産分割の方法によって、各相続人に分割された個々の財産の総額が遺産の総額に達しない場合は、現行の実務においてもあり得るものと考えられる。例えば、遺産として比較的広い土地（甲土地）がある場合に、その取得を希望する相続人が複数いることから、これを乙土地と丙土地に分筆した上でそれぞれその相続人に取得させるような場合には、分筆の仕方によっては、〔甲土地の価額＝乙土地の価額＋丙土地の価額〕という関係にならない場合があり得るものと考えられる。

## 2 長期居住権の簡易な財産評価方法について

長期居住権の財産評価方法については、部会資料14において、以下の計算式を提示したところである。

（計算式）

**長期居住権の評価額＝建物の賃料相当額×存続期間－中間利息額**

これに対しては、長期居住権の特性を踏まえながら、より具体的に検討する必要があるとの指摘や、長期居住権を国民にとって使い勝手の良いものと

するためには、財産評価の方法も分かりやすいものとする必要があるとの指摘等がされたところである。確かに、前記計算式における「建物の賃料相当額」を算出するには専門的な鑑定評価が必要となるが、遺産分割の協議において長期居住権の財産評価をする場合に、常に専門家に鑑定を依頼する必要があるということになると、制度の利用が進まないおそれがあるものと考えられる。これに対し、仮に、前記計算式とは別に、一定の数値を機械的に用いることで長期居住権の価額を比較的容易に算出することが可能な評価方法を提示することができれば、それをを用いることについて相続人全員の合意がある場合には、長期居住権の評価が容易となって、長期居住権がより使いやすいものとなるものと考えられる（注）。

このような観点から、長期居住権の簡易な評価方法（注）については、「部会資料19-2」において検討を加えている。

（注）この評価方法は飽くまでも簡易な算定方法を用いることについて当事者間の合意があることを前提としたものであり、これについて当事者間の合意が得られない場合には、専門家の鑑定評価によるべきこととなる。その場合には、前記1のとおり、  
〔建物所有権の価額＝長期居住権の価額＋長期居住権の負担付の建物所有権の価額〕という関係にならないこともあり得るものと考えられる。

### 第3 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

#### 1 権利の承継に関する規律

- ① 相続人が相続分の指定又は遺産分割方法の指定により相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人（以下「受益相続人」という。）は、その法定相続分を超える部分の取得については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。
- ② ①の相続財産に属する財産が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
  - ㊦ 受益相続人が遺言の内容を明らかにする書面を交付して債務者に通知をした場合
  - ㊧ 遺言執行者がその資格及び遺言の内容を明らかにする書面を交付して債務者に通知をした場合
  - ㊨ 債務者が受益相続人又は遺言執行者に対して承諾をした場合

- ③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(参考) 部会資料 18・第2の2(2)「相続人が相続を原因として債権を取得した場合の規律」

- ① 相続財産に属する債権を相続によって取得した相続人(以下「受益相続人」という。)は、債務者に対して相続人の範囲及びその資格を明らかにする書面を交付し、又は債務者が受益相続人に対して承諾をしなければ、その債権の取得を債務者に対抗することができないものとする。
- ② 受益相続人が遺産に属する債権について遺産分割によりその法定相続分を超える持分を取得した場合には、①に加え、次の㉠から㉣までの要件のいずれかを備えなければ、その法定相続分を超える持分の取得を債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- ㉠ 相続人の全員が債務者に通知をしたこと。
- ㉡ 受益相続人が次の i 及び ii に掲げる場合に応じ、それぞれその後段に定める書面を交付して債務者に通知をしたこと。
- i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
- ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容を明らかにする書面
- ㉢ 債務者が受益相続人に対して承諾をしたこと。
- ③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(補足説明)

## 1 相続分の指定を対抗要件主義の適用対象とすることについて

第17回部会では、遺言によって相続分の指定がされた場合には、基本的には、その後に遺産分割が控えていることから、その時点で、相続人に対抗要件の具備を期待するのは酷な面があるとして、相続分の指定を対抗要件主義の対象とすることについては慎重に検討する必要があるのではないかとの指摘がされたところである。

そこで、以下のとおり、(1)相続債権者との関係、(2)相続人の債権者との関係、(3)共有持分の譲受人との関係のそれぞれについて個別に検討を加えた。

これらの点についてどのように考えるか。

## (1) 相続債権者との関係

一般に、相続債権者が相続開始後に遺産に属する不動産について強制執行をしようとする場合には、相続登記がされていないときでも、相続債権者が相続債権について債務名義を有していれば、代位により法定相続分に従った相続登記をした上、承継執行文の付与(民事執行法第27条第2項)を受けるなどして、相続人の共有持分に対して差押えをすることができることになる。そして、法定相続分に従って権利義務が承継された場合には、相続債権者は、遺産に属する財産の全共有持分を差し押さえることが可能であるため、遺産に属する個々の不動産を全体として売却し、その代金から配当を受けることができることになるものと考えられる。

これに対し、遺言によって相続分の指定がされたにもかかわらず、相続登記がされていないときは、遺産に属する不動産についての権利行使が困難になるものと考えられる。すなわち、現行の判例(最判平成5年7月19日家月46巻5号23頁)によれば、相続人は、法定相続分を超える割合の相続分の指定がされた場合でも、対抗要件なくしてこれを第三者に対抗することができることとされているため、相続債権者が前記の方法で法定相続分に従って各相続人の共有持分を差し押えたとしても、指定相続分を超える部分の差押えは無効ということになり、その結果、遺産に属する個々の不動産の全共有持分を差し押さえることができないことになる。そうすると、相続債権者は、遺産に属する不動産の共有持分を換価するほかはないことになるが、一般に共有持分のみを換価は困難であると考えられるほか、その不動産から受けることができる配当額も減少することになって、相続開始前と比べてかなり不利な立場に置かれることになるものと考えられる(注)。

また、仮に、相続債権者が相続分の指定がされた事実を知っていたとしても、遺言書を保管している相続人の協力が得られなければ、相続債権者は登記所に登記原因証明情報(遺言書の原本等)を提出することができないため、指定相続分に従った相続登記をすることはできないこととなる。したがって、相続債権者においてこれを強制的に実現するためには、債権者代位権を行使して所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、その確定判決に基づいて相続登記をするほかはないことになる。そうすると、とりわけ、相続開始前に債務名義を取得していた相続債権者については、相続が開始

されなければ直ちにその不動産への強制執行が可能であったにもかかわらず、偶々その前に債務者が死亡し、かつ、相続分の指定がされたことにより、再度債権者代位訴訟の提起を余儀なくされることとなり、迅速な権利行使の機会が失われるなど、相続開始前と比べてかなり不利な立場に置かれることになる。

さらに、相続分の指定がされた場合には、対抗要件を具備しなくてもこれを第三者に対抗することができるとする、相続人間で遺言の効力が争われているような場合には、相続債権者は、その紛争が解決しないと、法定相続分と指定相続分のいずれを前提に権利行使をすればよいか分からない状態に置かれることとなり、遺言の有効性に関する紛争に巻き込まれることになる。

本来、相続債権者は債務者である被相続人の死亡という自己の関知しない事情によって不利益を受けるいわれはないと考えられることからすれば、相続債権者については、相続分の指定の事実を知っていたか否かにかかわらず、法定相続分による権利承継があったことを前提とした権利行使（遺産に属する不動産に対する差押え等）を認める必要性が高いものと考えられる。

以上によれば、相続債権者との関係では、法定相続分を超える相続分の指定について対抗要件主義を適用するのが相当であると考えられる。

（注）この点は、遺産に属する財産が不動産である場合だけでなく、債権等である場合も同様であると考えられる。遺産に属する財産が債権である場合には、相続債権者はその全共有持分を差し押さえれば、自ら取立てをすることができると考えられるが、全共有持分の差し押えができない場合には、準共有持分を換価するなどして（民事執行法第161条第1項）、債権の満足を受けるほかはないことになるものと考えられる。

## **(2) 相続人の債権者との関係**

相続人の債権者との関係においても、相続人が法定相続分の割合で権利義務を承継した場合には、相続人の債権者は、相続人に対する債権について債務名義を取得していれば、代位により相続登記をした上で、その共有持分を差し押さえ、これを換価することにより配当を受けることが可能である。この場合には、相続人の債権者が有していた債権は、もともと遺産に属する財産を責任財産とするものではなかったのであるから、その全体

を差し押さえて、これを換価することができないのはいわば当然であり、相続開始前と比べて不利な立場に置かれることはないものと考えられる。

他方、遺言によって相続分の指定がされていた場合には、相続人の債権者がこれを知らずに前記の方法で相続人の共有持分（法定相続分の割合によるもの）を差し押さえたとしても、指定相続分を超える部分の差押えは無効となるから、その部分からは配当を受けることができないこととなる。

また、仮に、相続人の債権者が遺言によって相続分の指定がされたことを知っていたとしても、遺言書を保管する相続人の協力が得られない限り、任意にその旨の登記をすることができないこととなり、強制的にそれを実現するためには、債権者代位権を行使して所有権移転登記手続請求訴訟を提起し、その確定判決に基づいて相続登記をする必要がある点においては、(1)の場合と同様であると考えられる。

さらに、遺言の効力について相続人間で争いがあるような場合に、相続人の債権者がその紛争に巻き込まれるおそれがある点も、(1)の場合と同様であると考えられる。

相続人の債権者の場合には、相続債権者と比べるとその保護の必要性は低いとも考えられるが、相続債権者と相続人の債権者は、相続財産破産、限定承認及び財産分離がされない限り、実体法上同順位とされていることからすれば、相続債権者について法定相続分による承継を前提とした権利行使を認める以上、相続人の債権者についても同様の取扱いをせざるを得ないものと考えられる。

### **(3) 共有持分の譲受人との関係**

相続分の指定がある場合に、相続人から遺産に属する不動産の共有持分を譲り受けた者との関係では、その譲受人を保護すべき必要性はさほど高くないとも考えられるが、各相続人に遺産分割前の持分の処分を法律上許容する以上、相続債権者や相続人の債権者による処分の場合とは異なり、この場合のみを対抗要件主義の適用対象外とするのは困難であると考えられる。

## **2 第三者対抗要件に関する規律について**

部会資料18では、相続人が相続を原因として債権を取得した場合の規律として、「(参考)」①の規律を設けることとしたが、遺言によって相続分の指定や遺産分割方法の指定がされた場合も権利移転の原因は相続になるため、

この場合についても、「(参考)」①の規律を適用することを想定している。

また、遺産に属する債権について、相続人が相続分の指定や遺産分割方法の指定によって法定相続分を超える持分を取得した場合の規律についても、「参考」②及び③とほぼ同旨の規律を設けることとしている(②及び③)。なお、この点については、「(参考)」②④と同様、資料の提示だけでなく、その交付を要求することとしている。

## 2 義務の承継に関する規律

- ① 相続債務が可分である場合には、各相続人は、その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。
- ② 相続分の指定により、相続財産に属する財産の承継割合が定められた場合には、相続債務に関する各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。
- ③ ①にかかわらず、相続債務が可分である場合において、債権者が②の承継割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合に応じてその債務を承継するものとする。ただし、債権者がその承諾をする前に①による債務の承継を承認したときは、この限りでないものとする。
- ④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、全ての相続人に対してその効力を生ずるものとする。
- [⑤ ④の場合には、承諾を受けた相続人は、他の相続人に対し、その旨を通知しなければならないものとする。
- ⑥ ④の承諾を受けた相続人が⑤の通知を怠ったため、他の相続人が善意で法定相続分に応じた弁済その他自己の財産をもって免責を得るための行為をしたときは、当該他の相続人は、その免責を得るための行為を有効であったものとみなすことができるものとする。]

## 3 相続分の指定と遺産分割方法の指定に関する規律の明確化

### ア 甲案(遺産分割方法の指定に関する規律を明文化するもの)

- ① 被相続人は、〔第908条の規定によるもののほか、〕遺言で、遺産に属する特定の財産(注1)を相続人の一人又は数人に取得させる旨を定めることができるものとする(注2)。
- ② 相続人が①により遺産に属する財産を取得した場合において、他に

遺産の分割をすべき財産があるときは、第903条の適用については、その相続人は、その財産について遺贈を受けたものとみなすものとする（注3）。

（注1）ここでの「遺産に属する特定の財産」とは、遺産分割の対象となる特定の財産を意味し、遺贈の目的財産はこれに含まれないことを前提としている（ウにおいても同じ）。

（注2）被相続人が①の遺言をした場合において、その財産の価額がその相続人の相続分を超える場合には、併せて相続分の指定をしたものとして取り扱うことを前提としている。

（注3）残余財産の遺産分割において、①で取得した財産を特別受益として取り扱うことを意図したものである。

イ 乙案（遺産分割方法の指定に関する規律を明文化するほか、相続分の指定として積極財産の承継割合のみを定めることを認めるもの）

① 被相続人は、〔第902条第1項の規定によるもののほか、〕相続人が被相続人から承継する権利の割合のみを指定することができるものとする。

② ①の指定がされた場合には、前記2②から⑥までの規律は適用しないものとする（注）。

③ 甲案の①及び②に同じ。

（注）この場合には、各相続人は、法定相続分に応じて債務を負担することになる。

ウ 丙案（相続分の指定と遺産分割方法の指定の区別を明確化するもの）

① 被相続人が相続分の指定をする場合には、遺言にその割合を明示しなければならないものとする（注1）。

② 被相続人は、〔第908条の規定によるもののほか、〕遺言で、遺産に属する特定の財産を相続人の一人又は数人に取得させる旨を定めることができるものとする。ただし、遺留分に関する規定に違反することができないものとする（注2）。

③ 甲案の②に同じ。

（注1）相続分の指定についてこのような規律を設ける場合には、包括遺贈についても、①と同様に、「遺言にその承継する割合を明示しなければならない」旨を規定すること等が考えられる。

(注2) ②のただし書によって、相続分の指定によらずとも、法定相続分を超える遺産分割方法の指定が可能であることを示している。

(補足説明)

## 1 義務の承継に関する規律について

義務の承継に関する規律のうち、①から④までについては、部会資料17(第2・2)と同様であるが、本部会資料では、新たに③ただし書並びに⑤及び⑥の規律を設けることとしている。

まず、③ただし書の規律は、債権者がいったん法定相続分による承継を承認した場合には、法的安定性を確保する必要性が高いことから、もはや債権者において指定相続分による承継を選択することはできなくなる旨を明らかにしたものである。

また、従前から、相続債権者が相続人の一人に対して指定相続分による債務の承継を承諾した場合には、全ての相続人に対してその効力を生ずることとしている(④)が、通知を受けていない相続人が法定相続分を前提とした弁済等を行うことがあり得るため、二重払いの危険を防止し、善意の相続人の利益を保護する観点から、相続人の一人が相続債権者から指定相続分による債務の承継を承諾する旨の意思表示を受けた場合には、他の相続人にこれを通知する義務を負わせることとした上で(⑤)、これを怠った場合について、連帯債務者の求償の制限を定める民法第443条第2項と同様の規律を設けることとしている(⑥)。

これに対し、上記のような場合には、相続債権者に対して不当利得返還請求をすることが可能であり、それに対応すれば足りるとして、通知を怠った相続人に対する求償請求まで認める必要はないとも考えられるため、⑤及び⑥の規律については、ブラケットを付している。

この点についてどのように考えるか。

## 2 義務の承継に関する規律(前記2)が適用される場面について

### (1) 問題の所在

義務の承継に関する規律については、判例(最判平成21年3月24日民集63巻3号427頁。以下「平成21年最判」という。)の考え方を踏まえ、前記2と同様の考え方を中間試案として提示したところであり、このような考え方については、パブリックコメントでも、多数の理解を得ら

れたところである。

しかしながら、第17回部会においては、前記2の考え方の基本的な方向性については特段の異論は示されなかったものの、その適用範囲について問題提起がされ、例えば、遺産の全体について遺産分割方法の指定がされた場合にも前記2の規律を適用することの当否等について意見が分かれたところである。具体的には、前記のような遺言がされた場合には、遺言者も積極財産における各相続人の取得割合を明確に認識していない場合が多く、相続債務の内部的な承継割合を積極財産の取得割合と同じにする意思までは有していない場合も多いのではないかといった指摘や、遺産分割方法の指定による特定の財産の処分については、相続分の指定の割合が一義的に明らかではない場合が多く、前記のような場合にも、指定相続分に応じて債務の負担割合が変更されるとすると、事後的に共同相続人間で求償関係をめぐって紛争が生じるなど、法律関係が不安定となるおそれがあるとの指摘がされたところである。

このような問題が生ずる背景には、現行法上、相続分の指定や遺産分割方法の指定の意義や両者の関係が必ずしも明確にされていないことが原因としてあるものと考えられるところである。

そこで、本部会資料では、相続分の指定及び遺産分割方法の指定の意義及び両者の関係について、3つの考え方を取り上げた。

これらの点についてどのように考えるか。

## (2) 【甲案】について

【甲案】は、遺産分割方法の指定によって特定の相続人が本来の相続分を超える割合の積極財産を取得する場合には、併せて相続分の指定がされたものとするものであり、現行法における一般的な理解（最高裁判所判例解説民事編平成23年度（上）95頁）を前提とするものである。

そして、相続分の指定は、民法第899条における権利義務の承継割合を遺言によって変更するものであるとの理解を前提として、相続分の指定がされた場合には、その指定の効力は積極財産のみならず、消極財産についても及ぶとするものである（もっとも、相続債権者に対してその効力を及ぼすためには、その承諾が必要である。）。

【甲案】によれば、共同相続人間では、権利の承継割合と義務の承継割合が常に一致することになるから、相続人間の実質的公平が図られる上、

法定相続分とはかなり異なる相続分の指定がされた場合でも、相続債権者は、債務の承継割合を指定相続分とすることを承諾することによって、適切に債権回収を図ることができることになるというメリットがあるものと考えられる（後記(3)の（注1）（注2）参照）。

他方、【甲案】を採用すると、遺産分割方法の指定による場合には、被相続人は、相続債務の承継割合は法定相続分によることとしつつ、遺産分割における積極財産の承継割合はそれとは異なる割合にすることができないこととなるが、相続人に対して特定遺贈をすれば、それと同様のことができる以上、遺産分割の場面でのみ相続債務とは切り離す形で積極財産を処分することを認めないことに合理性があるかという問題があるものと考えられる。実際上も、各相続人に対し、本来の相続分とは異なる割合で財産を取得させる旨の遺言を作成した遺言者の通常の意味として、相続債務に関する相続人間の内部的な負担割合を積極財産の取得割合と同じにする旨の意思を有しているとは考えにくいように思われる（注）。

また、遺言がなく、遺産分割の協議や審判等で遺産分割をする場合でも、特別受益や寄与分による調整がされた場合には、積極財産の承継割合と相続債務の承継割合が異なることになるのであるから、その意味では、積極財産の承継割合と相続債務の承継割合を一致させることが常に相続人間の公平に資するともいえないように思われる（例えば、被相続人にA・Bという2人の子がいる場合に、Aが被相続人に対する介護を長年にわたって行ってきたことを考慮して、Aの相続分を増やす相続分の指定をしたような場合には、指定相続分の割合で相続債務を承継させることが相続人間の公平に資するとは必ずしもいえないものと考えられる。）。

（注）指定相続分は、法定相続分に代わるものであり、遺産分割における現実の取得割合（具体的相続分率）とは異なるものであるから（第903条第1項、第904条の2第1項参照）、本文のような遺言がされた場合における指定相続分の割合は、特別受益や寄与分の有無及び額によって変わり得ることになる。例えば、遺言者が全ての遺産を対象として遺産分割方法の指定をし、相続人Aに総額6000万円相当の財産を、相続人Bに総額4000万円相当の財産を取得させた場合には、特別受益等がなければ、各相続人の指定相続分の割合は、Aが6割、Bが4割となるが、仮にAに2000万円の特別受益があったとすると、その割合は、Aが3分の2〔 $= (6000万円 + 2000万円) \div (6000万円 + 40$

00万円+2000万円)], Bが3分の1になると考えられる(もつとも、この場合でも、相続分の指定をするとともに、持戻し免除の意思表示をしたものと解釈すれば、指定相続分の割合は、Aが6割、Bが4割になるものと考えられる。)。このように、甲案によれば、遺産の全てについて遺産分割方法の指定がされた場合における指定相続分の割合は、特別受益の有無等を考慮しないと決まらないことになるが、このような遺言を作成した遺言者において、特別受益の有無やその額等を考慮し、それと合致するように相続債務における相続人間の内部的な負担割合を定める意思を有している場合は少ないのではないかと思われる。

### (3) 【乙案】について

前記のとおり、【乙案】は、相続分の指定として積極財産の承継割合のみを指定することを認める考え方であり、被相続人は、相続人との関係では、その遺留分を侵害しない限り財産処分の自由が認められ、債権者との関係では、その行為が詐害行為とならない限り財産処分の自由が認められてしかなるべきであるとの考え方を前提とするものである。

なお、平成21年最判では、「相続させる旨の遺言により、相続分の全部が当該相続人に指定された場合、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人に全てを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務も全て相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり」との判示がされているところであり、特段の事情がある場合の法律関係についての言及がないため必ずしも明確ではないが、平成21年最判がこのような考え方を前提としている可能性も否定することはできない。

【乙案】を採用した場合には、相続分の指定には、①被相続人の権利義務の双方の承継割合を指定するものと、②積極財産の承継割合のみを指定するものとの二つの類型があることになるため、その判断基準をどのように考えるかが問題となる。この点については、最終的には、被相続人の意思表示の問題に帰することになるが、遺言の内容から相続分の指定の割合が明らかな場合には、被相続人の意思としては、特段の事情がない限り、①の指定をしたものと解すべきことになるのではないかと考えられる。他方、例えば、遺産に属する積極財産の全部について遺産分割方法の指定がされているが、遺言の記載内容からは債務の承継割合が明らかでない場合には、原則として、②の指定をしたものと解すべきことになるのではない

かと考えられる。

他方、【乙案】を採用した場合には、被相続人が②の指定をすることによって積極財産と相続債務の承継割合が大きく異なる場合が生じ得ることになり、これにより相続債権者が害される場合には、相続債権者は、詐害行為取消権（民法第424条）に基づき②の指定を取り消す必要が生ずることになるものと考えられ、相続債権者の柔軟な権利行使が阻害されるおそれがある（注1）（注2）。

（注1）例えば、以下のような事案では、相続債権者は、その債権の満足を受けるために詐害行為取消権を行使する必要が生ずるものと考えられる。

#### 【事案】

- ・ 相続人…被相続人の子A・B（法定相続分各2分の1）
- ・ 遺産…甲土地3000万円，預貯金600万円  
相続債務…Cに対する3000万円の金銭債務
- ・ 遺言の内容…「Aに不動産を相続させる。Bに預貯金を相続させる。」

#### 【検討】

前記遺言によって、Aは3000万円の不動産を取得する反面、Bは600万円の預貯金しか取得できないことになるが、Aの取得した財産は、法定相続分（1800万円【 $(3000万円 + 600万円) \times 1/2$ 】）を超えることになるから、現行法における一般的な理解を前提とすると、前記遺言は相続分の指定（A：B＝5：1）を伴うことになるものと考えられる。

このような事例においても、【甲案】によれば、Cが指定相続分による債務の承継を承諾すれば、Cは、Aに対して2500万円を、Bに対して500万円をそれぞれ請求することができることになるため、Cは甲土地から2500万円を、預貯金から500万円を回収することができることになる。

これに対し、【乙案】によれば、このような遺言は積極財産についてのみ相続分の指定をしたものと解されるところ、これを前提とすれば、相続債務の内部的負担割合はA・B各1500万円（法定相続分どおり）となる。

そうすると、BのCに対する1500万円の金銭債務の引き当てとなる被相続人の遺産は600万円の預貯金債権のみとなるため、Cは、被相続人の生存中はその責任財産から債権の満足を受けることが可能であったにもかかわらず、被相続人の死亡により、Bに対する債権のうち900万円（Bが承継した相続債務1500万円－預貯金600万円）については、遺産に属す

る財産から回収することが困難となる。

これは、被相続人の前記遺言による積極財産の処分が原因であると考えられるため、Bが他に十分な資産を有していない場合には、Cは、詐害行為取消権に基づき、前記遺言による意思表示を取り消す必要があるものと考えられる。

(注2) 詐害行為取消権が認められる要件について

詐害行為取消権は、「債務者が債権者を害することを知ってした法律行為」を取り消す制度であるから、その法律行為がされた時点で、債務者に詐害意思がなかった場合には、その法律行為を取り消すことができないものと考えられる。

したがって、(注1)と同じ事案で、遺言書を作成した当時は被相続人に債務がなかった場合や、Bにおいて遺言書作成当時は十分な資産を有していたがその後資産状況が悪化した場合については、詐害意思を認定することは困難であると思われる。

もっとも、このような場合は、遺言書が作成された後に生じた事情によって被相続人は無資力(債務超過)になったものといえ、遺言書が作成されたことと被相続人が無資力になったこととの間に直接的な因果関係はないことになるから、その法律行為を取り消すことができないとしてもやむを得ないとも考えられる。

(4) 【丙案】について

【丙案】は、被相続人が相続分の指定をする場合には、遺言上でその割合を明示しなければならないこととし、これを明示しない場合には、相続分の指定とはいえないこととするものである。また、遺産に属する特定の財産を特定の相続人に取得させる場合(相続させる旨の遺言がされた場合)において、その取得額がその相続人の相続分を超える場合でも、これを遺産分割方法の指定のみですることができることとし、この場合でも、相続分の割合が明示されていない限り、相続分の指定を伴うものとは考えないこととするものである。

このような考え方をとる場合には、②の規律を「遺産分割方法の指定」とみるのが相当かという問題があるように思われる。この点については、遺産分割方法の指定とは異なる遺言事項を新設したものと整理することも可能であると考えられるが、現行法上も、遺産分割を相続人間の協議で行

う場合には、各自の相続分と異なる分割を行うことが可能であること等を考慮すれば、遺言においても、これと同様に、各自の本来的な相続分とは異なる分割方法を指定することができるかと理解することも可能であると考えられる。

また、【丙案】を採用すると、特定の財産を取得させる旨の遺産分割方法の指定と相続人に対する遺贈はほとんど差異がないことになるが、中間試案の考え方を前提とすれば、遺贈の場合には、遺言執行者又は受益相続人以外の相続人には、贈与と同様の責任を負わせ、その引渡義務まで負わせるのに対し（注）、遺産分割方法の指定の場合には、遺言執行者又は受益相続人以外の相続人の責任を軽減し、その目的財産の引渡義務までは負わず、受益相続人が自らその権利を行使することを想定している点でなお差異があるものと考えられる。

また、【丙案】を採用した場合にも、【乙案】の場合と同様、被相続人が本来の相続分を超える遺産分割方法の指定をすることによって積極財産と相続債務の承継割合が大きく異なる場合が生じ得ることになり、これによって相続債権者の権利が害されることになる場合には、詐害行為取消権に基づき、遺産分割方法の指定を取り消す必要が生ずることになる。

（注）遺贈の場合には、遺言者による意思表示が契約の申込みに相当し、受遺者が遺贈の承諾をしたこと（遺贈の放棄をしなかったこと）が契約の承諾に相当するものと理解することが可能であることから、その目的財産について贈与契約が締結された場合と同様の責任を負わせることが相当であると考えられるのに対し、遺産分割方法の指定の場合には、あくまでも包括承継として被相続人の権利を取得するのであるから、遺言執行者又は受益相続人以外の相続人に契約責任と同様の責任を負わせる必要性はないものと考えられる。